

法人代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

令和 9 年度及び令和 10 年度グループホームの新規開設及び定員増に係る選定委員会の開催について（募集）

日頃から、本市障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

本市では、障害者グループホームへの入居希望の状況や地域課題を踏まえ、今後必要となる住まいの量や機能を見据えた基盤整備を進めております。

このため、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害特性や生活ニーズに応じた支援機能を備えたグループホームの整備を進めております。

本選定委員会は、障害者の地域生活を支える住まいの確保と、その基盤整備を推進することを目的として実施しており、特に、本市では次の機能（障害者共同生活援助事業計画書（以下「計画書」という。）②～④）について、今後の地域生活支援を支える上で重要性が高いものと考えております。

- ・計画書② 重度障害者への対応機能
- ・計画書③ 中高年・高齢利用者への対応機能
- ・計画書④ サテライト型等への対応機能

応募いただいた計画書①～④につきましては、事業計画の実現性や継続性に加え、本市が進める基盤整備の方向性との整合性を踏まえ、総合的に審査します。

ついでには、新規開設及び定員増を希望される場合は、次の書類を御提出ください。

※ 通常のグループホーム（計画書①）については、令和 9 年度中の開設を条件とします。

※ 本市が重点的な整備を進める計画書②～④については、人材確保や支援体制の構築に一定の準備期間を踏まえ、令和 10 年度中の開設を予定する計画についても応募可能とします。

	新規開設及び定員増の開設予定時期
障害者共同生活援助事業計画書①	令和 9 年度中（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月まで） ※令和 8 年度中の開設も可
障害者共同生活援助事業計画書②	<u>令和 10 年度まで（令和 9 年 4 月～令和 11 年 3 月まで）</u> ※令和 8 年度中の開設も可
障害者共同生活援助事業計画書③	
障害者共同生活援助事業計画書④	

1 提出書類

（１）川崎市障害者共同生活援助選定委員会必要書類提出票

（２）障害者共同生活援助事業計画書①～④（第 1 号様式）のいずれか

※郵送・持参の場合も、事業計画書については別途 Logo フォームにてデータの提出をお願いします

（３）組織体制図（参考様式 7 又は 任意様式）

（４）「介護給付費等算定に係る体制に関する届出様式」

別紙 2－3 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」

（５）当該共同生活住居の間取り・居室の面積等がわかるもの（平面図）

（６）当該共同生活住居と既存の共同生活住居の位置関係がわかるもの（配置図）

(7) 研修計画

(8) (本市で初めて共同生活援助事業所を開設する場合)

法人の運営状況、運営事業等がわかる書類 (定款、決算報告書等)

2 提出期限 **令和8年11月11日(水) 必着(消印有効)**

※ 御提出いただいた書類については、記載内容によって提出書類を補正し、書類を再提出いただく場合がございます。また、記載内容確認のために面談をお願いする場合があります。

※提出書類は期限に余裕をもって御提出ください。

3 選定委員会結果通知発送予定日 令和8年12月～1月頃 (予定)

4 書類提出先

(1) 郵送もしくは持参の場合

【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階

川崎市健康福祉局障害者施設指導課 事業者指定担当

(2) 川崎市簡易版電子申請サービス (LoGo フォーム) の場合 (申込方法については別紙1参照)

【URL】 <https://logoform.jp/form/FUQz/1814470>

※送達確認のため、必ず申込完了後送付される「受付完了メール」の御確認をお願いします。

また、このフォームの手続き完了後、必ず障害者施設指導課事業者指定担当 (044-200-2927) まで電話連絡してください。

5 補助金について

グループホームの新規開設及び定員増に際しましては、それぞれに定める補助要件に適合する場合、以下の補助金が活用できます。

- ・川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金
- ・川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金
- ・川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金

なお、各補助金についての手続きは、「障害福祉情報サービスかながわ」にて御案内いたします。

令和6年度に本市ではグループホーム恵にて食材料費の不正請求により一部効力を停止する事案が生じております。

グループホームは、障害者の地域生活を支える住まいとして重要な役割を担うサービスです。

本市では、単なる住まいの提供にとどまらず、障害特性や生活ニーズに応じた支援を提供できる体制を重視しております。

このため、応募に当たっては、安定的な事業運営はもとより、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築について御検討ください。

(障害者施設指導課事業者指定担当)

電 話 044-200-2927

FAX 044-200-3932